会社間	○	×	×	会社間							
西線内々	○	○	×	×	西線内々						
池田	○	×	×	×	×	池田					
西大阪	○	×	×	×	×	×	西大阪				
東大阪	○	×	×	○	×	×	×	東大阪			
前納	○	○	○	○	○	○	○	○	前納		
マイレージ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	マイレージ	
大口・多頻度	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	大口・多頻度

㈱　「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「新神戸」は新神戸トンネル連続利用割引、「環境ＲＰ」は環境ロードプライシング、「会社間」はＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引、「西線内々」は西線内々利用割引、「池田」は池田線端末区間割引、「西大阪」は西大阪線端末区間割引、「東大阪」は東大阪線端末区間割引、「前納」はＥＴＣ前納割引、「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。

ロ　重複適用の順序

適用の順序	割　引　の　種　類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	新神戸トンネル連続利用割引、ＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引、池田線端末区間割引又は西大阪線端末区間割引
3	環境ロードプライシング又は東大阪線端末区間割引
4	西線内々利用割引
5	ＥＴＣ前納割引、一般向けマイレージポイントサービス又は事業者向け大口・多頻度割引

〔2〕　料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成62年９月30日までとする。

〔3〕　その他

１　けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）１台をけん引している場合は、１台の自動車とみなす。被けん引自動車を２台以上けん引している場合は、２台目以降の被けん引自動車について、１台につき、更に普通車１台分の料金を徴収する。

２　乗継について

阪神高速道路のうち下表のＡ路線欄に掲げる路線とＢ路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（Ｃ出入口欄に掲げる出入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はＥＴＣシステムに当該通行実績を記録したＥＴＣ車それぞれについて、会社が別に定める日までの間、これを１回の通行とみなす。

Ａ　路　線	Ｂ　路　線	Ｃ出入口	備　　考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間）	堺出入口及び大浜出入口（ただし、大浜入口は泉佐野方面への入口、大浜出口は泉佐野方面からの出口に限る。）	Ａ路線とＢ路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
大阪府道高速大阪西宮線	大阪府道高速湾岸線	中之島西出入口及び波除出入口	Ａ路線とＢ路線とが大阪市道高速道路淀川左岸線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線（神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間）	兵庫県道高速湾岸線	摩耶出入口又は京橋出入口及び住吉浜出入口又は六甲アイランド北出入口（ただし、摩耶出口及び京橋出口は東行に、摩耶入口及び京橋入口は西行に限る。）	
大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間）	波除出口又は中之島西出入口及び堂島入口	Ａ路線からＢ路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	兵庫県道高速北神戸線	生田川出入口及び箕谷出入口	Ａ路線とＢ路線とをＥＴＣ車で、かつ、神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を経由して通行する場合に限る。

２．記Ⅱ〔１〕３⑴②イ中「３⑴②」を「４⑿②」に、同⑵②イ及びロ中「３⑵②」を「４⒀②」に、同イ中「下表のとおり」を「下表に掲げる」に改める。

３．別添の表以外の部分中「２⑶」を「３⑵」に改め、同表中「昭和26年法律第185号。」を削り、別添３とする。

４．記Ⅱ〔３〕３の次に次のように加える。

別添１

○　出入口の相互間のキロ程（単位：㎞）

記Ⅰ〔１〕２⑵①及び同３⑴②に定める出入口の相互間のキロ程は、一般街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を算入しない出入口の相互間の距離とし、以下のとおりとする。なお、出入口の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行した時の最短経路により算出したキロ程を適用する。ただし、記Ⅰ〔３〕２により通行した場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでのキロ程と引き続いて阪神高速道路に再流入してからのキロ程を合算したキロ程とする。また、実際に通行した入口及び出口によるキロ程に比して、当該入口の直前の入口又は当該出口の直後の出口を採用した場合のキロ程が短くなる場合については、当該直前の入口又は当該直後の出口を利用したものとしてキロ程を算出する。